

平成26年度

第12回いわき市教育委員会会議録

平成27年3月25日（水）

第 12 回 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日 平成27年 3月25日(水) 午後 1時30分

2 開催場所 2階教育委員室

3 出席委員 委員長 馬 目 順 一
委員長職務代理者 蛭 田 優 子
委 員 山 本 もと子
委 員 根 本 紀太郎
教育長 吉 田 尚

4 欠席委員 な し

5 説明のために出席した者の氏名

教育部長	加 藤 和 夫
教育部次長兼総合調整担当	本 田 和 弘
学校教育推進室長	佐 川 秀 雄
いわき総合図書館長	清 水 卓 弥
美術館長	佐々木 吉 晴
教育政策課長	松 島 良 一
教育政策課教育施設整備室長	猪 狩 孝
生涯学習課長	高 田 悟
文化・スポーツ課	鈴 木 庄 寿
学校教育推進室学校支援課長	本 田 宜 誉
総合教育センター所長	鈴 木 和 美
事務局統括主幹兼教育政策課長補佐	草 野 博 之
教育政策課主幹兼課長補佐	長谷川 政 宣
教育政策課教育施設整備室主幹兼室長補佐	永 井 浩 幸
生涯学習課長主幹兼課長補佐	國 井 紀 子
学校教育推進室学校教育課長補佐	太 則 子
学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐	柴 藪 聡
学校教育推進室学校教育課管理主事	猪 狩 照 良

6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘

7 閉 会 午後 2 時 55 分

会議の概要

委員長 ただいまより平成26年度第12回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はありません。書記には草野主任主査(兼)総務係長を任命します。会期は本日よりとします。会議録への署名は、本日出席された委員の皆様をお願いします。

議事に入る前に、委員の皆様にお諮りいたします。議案第1号から議案第12号までは、今般の教育委員会制度改革及び平成27年4月から幼稚園業務が市長部局へ移管されることに伴う規則、訓令の制定、廃止及び改正の案件であることから、一括して説明をお願いしたいと思います。

委員の皆様にお諮りします。議案第1号から議案第12号までを一括して説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、議案第1号から議案第12号までを、教育政策課長に説明していただきます。どうぞ、お願いします。

教育政策課長 それでは、ただいま、委員長から御説明ありましたとおり、議案第1号から議案第12号まで関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

議案第1号のみ読み上げさせていただきます。

議案第1号いわき市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、いわき市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する規則を次のとおり制定する。平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

以下、議案第12号までは関連しておりますので、割愛させていただきます。なお、説明に当たりましては、別冊の資料1をもって説明差し上げたいと思います。

別冊資料1の1ページ、2ページ目をお開きください。

まず、いわき市教育委員会教育長の勤務時間その他勤務条件に関する規則でございますけれども、地教行法が昨年改正され、これを受けまして去る2月定例会におきまして、いわき市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例のほうを改正いたしました。条例中、今回の改正に伴いまして、勤務時間その他勤務条件に関する部分につきましては、規則で定めると条例で規定されております。規則で定めるものを、今般新たに設置するというものでございます。

中身につきましては、いわき市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受ける一般職に属する職員と同様の規定にしたいという考えでございます。ただ、こちらは同条例上、任命権者がこれを決めることになっております。教育長につきましては、市長が任命権者になりますけれども、そこにつきましては、任命権者を異にするところが、組織の長の勤務時間を一方的に決める形になりますと、教育委員会につきましては特に政治的中立性に問題が生じますので、他の全国的に同様の形になりますけれども、教育委員会が規則については決めるという形で規定する形になっております。議案第1号については、以上でございます。

3ページ、4ページ、5ページになりますけれども、議案第2号いわき市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則でございます。

こちら、地教行法の改正に伴いまして、新たに教育長については、職務に専念する義務が規定されました。あわせて、法律もしくは条例に特別の定めがある場合には免除できるというものがございます。今般、特別な場合というものを規則で定めるという形になります。中身といたしましては、私どもと同様、条例上は、職務に専念する義務が免除されますのは、研修を受ける場合、それから厚生に関する計画の実施に参加する場合、これは具体的には、健康診断のことを申し上げています。

それと、その他規定する場合というのは、4ページ、5ページに規定しているものでございます。基本的には、私ども一般職員と同様でございますけれども、教育長が特別職となったことに伴いまして、第2条中、地公法に基づき、いわゆる一般職員のみが適応される規則というものがあるんですけれども、具体的には不満の表明とか、措置要求とか、公平委員会に対する苦情相談とか、教育長は、そこについては全く関係がないことになりますので、その3つの規定は除いた形になりますので、4ページ、5ページの形になります。

次に、3つ目になりますけれども、6ページ、7ページになりますが、いわき市教育委員会教育長職務代行者に関する規則を廃止する規則、こちらは地教行法の改正によりまして、これまで教育長に事故もしくは欠けたという場合は、あらかじめ事務局職員の中から職務代行者というものを選ぶという形だったんですが、この規定が削除されて、教育長が事故または欠けた場合には、教育委員の方から、その職務を代理する方を選ぶというのが法律上規定されましたので、事務局職員の中から職務代行することはなくなりましたので廃止するという形になります。

次に、8ページ、9ページ、10ページになりますけれども、いわき市教育委員会会議規則の一部を改正する規則でございますけれども、ここからは新設ではなくて、現在の規定を改正していく形になりますので、新旧対照表で御覧いただいたほうが分かりやすいと思いますので、こちらで御説明いたします。

11ページになりますけれども、第1章は、委員長及び委員長職務代理者の選任方法、これは今回の法改正でいずれもなくなりますので、ここは削除という形になります。

それから、第2章会議は、条の繰り上がり等の関係、併せてこれまで委員長が行っていた部分について、教育長という形での所要の改正を行うというものでございます。

12ページも、同様の形でございます。

13ページを御覧いただき、その他の地教行法改正によりまして、会議につきましては、議事録の作成について、努力義務というものが設けられました。これまでは会議録という形で規定しておりましたけれども、法律上、議事録という言葉が使われておりますので、それにならって議事録という形で言葉を置き換えているということでございます。併せて今回、教育長が特別職という形になりまして、教育委員の身分は変えないという形になりましたので、その所要の改正でございます。それから、新設という形になっておりますけれども、第20条のところでございますが、いわき市におきましては、昨年から既に議事録を、現在の会議録でございますが、公表しているところがございますけれども、こちらについても、今申し上げたような形で、法律上作成と公開について、努力義務が設けられましたので、それに併せて所要の公開についての規定をいたしております。会議規則については、以上でございます。

続きまして、いわき市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則でございます。

こちら、17ページ、18ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

今般の地教行法の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございますけれども、これまでの傍聴に関しましては、具体的な手続については、内部的に定めを持っていたのですが、議会等の市の内部の組織の現在の規則等も参酌しながら、これまで内部的に決めていたものを規則上明記したという形にしております。いずれも、その傍聴券というものを発行するような形で傍聴していただくという形になっておりますので、それにならうような形で、これまでも同様な形で実際に事務を進めていたということでございます。

それから、9条、10条については、許可を得なくても撮影等についての禁止規定と、それから違反等に対する措置等でございます。一番最後のところにつきましては、いわゆる非公開としたものについては、傍聴の方も速やかに退場していただくという規定を新たに設けたというところでございます。騒いだり、指示に従わないということ以外に、不適切な場合に退出していただくということを規定したということでございます。

続きまして、教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則でございます。

21ページになります。

こちらは、法の改正に伴う条ずれ、それから新設と書いてあるところがございますけれども、これまでも報告につきましては、こちらから、あるいは委員の方から求められた場合には、適宜報告申し上げていたところがございますけれども、これも今般の地教行法の改正に伴いまして、報告ということが明記されたということを受けて、こちらに明文化したということでございます。中身的には、こちらから御説明申し上げる、それから議員の方から依頼等があった場合、双方向での規定を1号、2号という形で規定したということでございます。

続きまして、教育長の権限に属する事務の一部を学校その他の教育機関の長に委任する規程の一部を改正する訓令でございます。こちらは24ページになりますが、法律改正に伴う、条ずれだ

けの改正でございます。

続きまして、いわき市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令でございますけれども、こちら新旧対照表は28ページ以下になりますが、こちらは、委員長、委員長職務代理者という職がなくなりますので、これを削除。それから、職務代行者が職務代理者に変わるというかたちで、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、いわき市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令、こちら32ページになります。文書の発信に当たりまして、教育委員長職氏名で発信していた文書が教育長職氏名に変わるということです。

続きまして、いわき市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則でございます。35ページが新旧対照表になります。こちら、条ずれに伴う改正、それから、委員長を教育長に改正するものでございます。

続きまして、いわき市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則でございますが、こちらは39ページ以下が新旧対照表になります。改正等に伴う条ずれと併せまして、実際的な部分では、第3条のところになりますけれども、これまで、教育施設整備室が工事請負に関する契約を行ってございましたけれども、効率的な事務執行という観点から、予算的なものを持っている支援課と一体的に、一元的に事務を執行していくのがより適切ということで、41ページになりますけれども、こちらの支援課の事務に位置付けて、現在、やっている業務が学校施設ということになりますので、学校施設の工事請負というかたちで規定しております。

戻っていただきまして、39ページの6条のところでは、幼児教育振興審議会に関することは、実質的には、子ども・子育て会議でその機能を担うという形で、根拠となりました条例が廃止されましたので、こちらを削り、併せて今までの文言のところ幼児教育に関する部分については、こどもみらい部のほうに移管されますが、もともとは教育委員会の業務ですので、総括的な幼児教育の指導については残すという所要の改正でございます。

あわせまして、昨年6月に、教育先進都市づくり基金が新たに創設されましたけれども、これについて規定するというものでございます。通常は、年度途中で新たな業務が発生した場合には、年度末に、所要の新たなものを規定するという形で行っているところでございます。7条のところ、就園奨励に関することは、こどもみらい部のほうに移管されるということです。あわせまして、私立学校の括弧書きになっているところ、幼稚園に関する業務がなくなりますので、所要の改正を行うものです。

第8条の教育部長の職務の内容ですけれども、これまで、教育長が一般職の部分も兼ねておりましたので、教育長を補佐しという表現でございましたけれども、今般、教育長は特別職となりますので、教育長の命を受けという形で、所要の改正を行っております。42ページで主任専門技術員、主任専門栄養技師の職について今般の人事異動に伴って、新たな職として設けるものでございます。

続きまして、いわき市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令でございますけれども、

こちらは、新旧対照表46ページ以下になります。第23条に別表第4は教育政策課長に合議する項目ですけれども、別表としては設けられておりましたけれども、それを受ける、本文がなかったものですから、ここを明確にするために別表第4に掲げる事項については、教育政策課長に合議するものとするという形で、新たに入れる形にさせていただきます。

それから、今般、こどもみらい部に幼稚園関係業務が補助執行でいきますので、どの職が決裁するかというところになるんですけれども、具体的には、次ページ以降、職ごとにいろんな業務が記載してありますが、学校教育推進室長が決裁していた事務については、いずれもこどもみらい部の部長が決裁するのが適当だということで、これを部長に読み替えるものという規定でございます。それから、47ページでございますけれども、真ん中ぐらいのところになりますけれども、支出負担行為関係で、負担金の部分、これまでは、部長が200万円以上という形の規定でございましたが、上限がなくなったということで、今回改めて精査しまして、他の部局と同様に、500万円未満という形で、上限を設けることで整合を図る形にします。

続きまして、48ページの別表第3の一番最初でございますけれども、先ほど申し上げたように教育施設設備室の事務のうち、契約関係の事務については、支援課に位置づけましたので、こちらについても、52ページの一番最後になりますけれども、権限をこちらのほうに移管するということでございます。それから、49ページでございますけれども、青少年関係団体の連絡調整の業務でございますが、こちらの業務は、もともと市長の業務でございますので、教育委員会の権限規程の中には、教育委員会の権限として行うものを規定するということですので、本来書かなくてもいいものが書いてあったということでございますので、これを削る。同様の理由で、50ページの各基金の管理についても、これは市長の事務でございますので、こちらについては削るという形の所要の改正を行うものでございます。

以上、一括で議案第1号から議案第12号まで御説明申し上げましたが、いずれも今般の地教行法の改正、及びこどもみらい部への幼稚園関係業務の移管されることに伴う所要の改正という形になっております。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいま、教育政策課長から、議案第1号から議案第12号までの御説明をいただきました。質疑等ございますか。

委員 17ページ左側、第3条、傍聴人の禁止で、傍聴ができないものが略されていますが、どのような人が該当するのか教えていただけたら嬉しいです。

教育政策課長 まず、酒気帯びの者、会議の妨害になると認められる器物等を持っている者、凶器、その他危険のおそれのある器物等を持っている者という形になっております。

委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 質疑がなければ、議案第1号から議案第12号までは、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第1号から議案第12号については、原案のとおり可決いたします。

次に、移ります。

議案第13号、いわき市幼稚園の授業料及び入園料の減免に関する規則の廃止について、太学校教育課長補佐、お願いします。

学校教育課長補佐 いわき市幼稚園の授業料及び入園料の減免に関する規則の廃止について、御説明申し上げます。

資料の13ページをお開きください。

議案第13号いわき市幼稚園の授業料及び入園料の減免に関する規則の廃止について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、いわき市幼稚園の授業料及び入園料の減免に関する規則を廃止する規則を次のとおり制定する。平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

次に、改正の要旨でございますが、これまで市立幼稚園につきましては、条例に定められておりました入園時2,000円の入園料、授業料は定額の5,600円を納入いただきまして、その後、世帯の所得状況などによりまして、減免措置を行ってきたところでございます。平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして、幼稚園の授業料につきましては、世帯の所得状況や兄弟の人数に応じまして、あらかじめ減免した料金を利用者負担額として設定することになりました。市立幼稚園の利用者負担額の詳細につきましては、保健福祉部において策定いたします、いわき市子ども・子育て支援法施行細則で定められておりますことから、新たな細則を適用いたしますために、本規則を廃止するものでございます。なお、施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日からとなっております。説明は以上でございます。

委員長 ただいまの説明に対して、質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第13号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第13号は原案のとおり可決いたします。

次に、移らせていただきます。

議案第14号いわき市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 委員会資料16ページを御覧いただきたいと思います。

議案第14号いわき市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、いわき市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のとおり制定する。平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

内容につきまして、17ページを御覧いただきたいと思います。

規則の内容でございます。いわき市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日は平成27年4月1日とする。これは、江名字藪倉地区に新築工事を、今行っております江名公民館の名称、料金等を定めるために、2月定例会におきまして、公民館条例の改正を提案いたしておりましたが、電気・配線工事であるとか、あるいは備品などの移動に係る事業者の確保が不透明といった事情から、条例の施行日につきましては、規則に委任しておりましたが、4月1日で供用開始が確定いたしましたことから、施行期日についての規則を新たに定めるものでございます。なお、具体的には、併設しておりますサービスセンターにつきましては4月1日から、公民館の貸し館の受付につきましては、準備との関係上、4月3日から受付ける方向で進めているところでございます。説明につきましては、以上でございます。

委員長 議案第14号について、生涯学習課長から説明をいただきました。

質疑があれば、お受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第14号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第14号については、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。

議案第15号いわき市公立学校の通学区域に関する規則の改正について、学校教育課長補佐、お願いします。

学校教育課長補佐 では、御説明申し上げます。

委員会資料の19ページをごらんください。

議案第15号いわき市公立学校の通学区域に関する規則の改正について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、いわき市公立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

次に、改正の要旨でございますが、三和地区の学校再編によりまして、地区全体の小学校に位置づけられました沢渡小学校の校名が、さきの2月定例会の条例改正によりまして、三和小学校に変更されたところでございます。これに伴いまして、いわき市公立学校の通学区域に関する規則につきまして、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、22ページの規則の新旧対照表を御覧ください。

別表第1の小学校の通学区域におきましては、沢渡小学校の学校名を三和小学校に変更するものです。また、別表第2の中学校の通学区域におきましては、三和中学校の通学区域といたしております沢渡小学校の通学区域を三和小学校の通学区域に変更するものでございます。なお、施行期日につきましては、学校名が変更となります平成27年4月1日といたしております。説明は以上でございます。

委員長 議案第15号について、説明をいただきました。質問をお受けいたします。

委員 以前、学校名が沢渡小学校か三和小学校のどちらになるかわからない状態で、一旦三和地区の通学区域はここだよとまとめたものを、今回、校名が決まったので、規則に記載してある校名を変えるという理解でよろしいですか。

学校教育課長補佐 はい、そのとおりでございます。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第15号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第15号は原案のとおり可決いたします。

次に移ります。

議案第16号いわき市教職員住宅管理規則の改正について、学校支援課長、お願いします。

学校支援課長 資料の23ページをお願いします。

議案第16号いわき市教職員住宅管理規則の改正について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定に基づき、いわき市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

改正の要旨でございますが、趣旨といたしましては、大きく4点ございます。

まず1つが、今回の三和地区の学校再編に伴いまして、廃校となります学校に係る教職員住宅を廃止するというものが1つ。

2つ目といたしまして、田人地区の教職員住宅につきましては、昨年度廃校になりました学校に係る教職員住宅を廃止いたしております。このうち、田人二小の校長住宅だけ残しておりました。これは、今年度田人地区の、今の田人小、中学校の校長住宅が県道の拡幅工事に伴いまして、改修をする必要が出てきたと。この改修の工事期間中、田人二小の校長住宅をその間使っていただくということで残しておりました。この工事が3月に終了いたしまして、既に校長先生も引越されております。今後は、田人第二小学校の校長住宅は使用することはないことから、今回改めて廃止するというものです。

3つ目といたしまして、今申し上げた田人地区の校長住宅、小学校・中学校の校長住宅がございまして、今年度、中学校の校長先生が小学校の校長を兼務している。一方、教頭職は小学校・中学校それぞれに配置されているところでございます。今後、このような教職員の配置が続くものと見込まれることから、いわゆる校長住宅は1つだけ、もう1つは、教頭先生以下の先生方に使っていただけるように、校長住宅と教職員住宅に位置づけを改めるといってございまして。このうち、下のほうに記載しております1番をごらんいただきたいと思います。今の小学校校長住宅を中学校校長住宅に改める。今の中学校校長住宅を小学校教職員住宅に改めております。これは、住宅の面積が、今の中学校校長住宅のほうが改修工事によりまして、より小さくなっているということから、今回、小学校・中学校入れかえた改定をするといっております。

最後に、4つ目でございますが、冒頭に申し上げました三和地区の学校再編に伴いまして、廃校となります教職員住宅を廃止いたします。一方、今後4月以降、三和小学校、中学校、いわゆる三和地区全体の小・中学校につきましては、教職員住宅を整備しておりませんでした。これは、国道沿いにあるということで、住宅事情がほかの地区より若干いいということから整備しておりませんでした。今後、三和地区全体の学区になるということで、管外から赴任される先生方の割合がふえる可能性があるということ。また、御承知のとおり、いわき市内の住宅が大分逼迫している状況でございます。こうしたことを踏まえまして、今回、廃校となります三阪小学校、中学校の教職員住宅を4月から、三和小学校、中学校の教職員住宅に改めたいというものでございます。

25ページに改正文、26ページに新旧対照表が記載してございます。なお、いずれも今年の4月1日から施行と考えております。以上でございます。

委員長 議案第16号について、説明をいただきました。質問をお受けいたします。

委員 2番の名称を変更する住宅ですけれども、三和小と三和中の教職員住宅ですけれども、その戸数は、26ページに書いてある(1)の4戸と2戸ということによろしかったのでしょうか。

学校支援課長 今のお話いただいたとおりでございます。参考までに、校長住宅につきましては、1棟1戸になっております。教職員住宅は、いわゆる長屋形式で、1棟で2戸になっております。規則に入っておりますのは、あくまで1軒1軒の戸数でございます。

委員 廃止する住宅は、まだ三和地区にもあると思うんですけれども、こちらのほうはどんなふうにするという方針を教えてください。

学校支援課長 廃止いたします教職員住宅につきましては、昨年廃止になりました田人地区の教職員住宅を含めまして、今後のあり方というのでしょうか、1軒屋ですので、利活用といってもなかなか難しい面もあるかと思っておりますけれども、いずれにしても、基本は解体ということになるかと思っておりますが、今後のあり方を検討した上で方針を決めたいと思っております。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第16号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第16号については、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。

議案第17号いわき市社会教育指導員の委嘱について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 資料の27ページを御覧いただきたいと思っております。

議案第17号いわき市社会教育指導員の委嘱について。

いわき市社会教育指導員規則第3条の規定に基づき、次の者をいわき市社会教育指導員に委嘱する。平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

本市におきましては、公民館の指導等に当たっていただくために、社会教育指導員を6連絡調整館の単位で配置しております。平成27年の配置につきましては、表にありますとおりで、このうち、常磐・遠野地区と四倉、小川・川前・久之浜・大久地区が新任の配置となります。これは、常磐地区を担当しておりました前任の先生につきましては、後で御説明申し上げますが、1月28

日に御説明申し上げました公民館の嘱託化に関連いたしまして、渡辺地区の公民館長として御就任いただくということで、抜けたこと。また、同様に内郷地区の社会教育指導員をやっていたいただきました先生に関しましては、来年度から、本格的なモデル事業ということで展開することになっている土曜学習に関する専任のコーディネーターとして生涯学習課に配置するというようにしております。そのお二人のかわりに、総合教育センターからの先生、また、すずかけ幼稚園の園長を退任される先生を、新たに社会教育指導員としてお迎えし、また、それにあわせて全体の配置替えを行うものでございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。議案第17号について、説明をいただきました。御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第17号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第17号については、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。

議案第18号いわき市立図書館協議会委員の委嘱について、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 資料の28ページを御覧いただきたいと思います。

議案第18号いわき市立図書館協議会委員の委嘱について。

いわき市図書館条例第4条の規定に基づき、次の者をいわき市立図書館協議会委員に委嘱する。
平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

図書館の運営について御意見をいただくために、いわき市図書館協議会委員を委嘱しているところでございますが、今般は平成27年の配置について御協議いただくものでございます。配置につきましては、記載のとおり1番から10番まで各団体からの御推薦、または、1名ですがいわき市民から広く公募して御就任をいただいているところでございます。今般、10名の方々に委嘱をお願いするという御協議いただくものでございます。うち、5番、6番、10番については新人の方でございます。これは、郡司様に関しましては、家庭教育インストラクターいわきの会、また、北見さんに関しては、東日本国際大学から御推薦いただいた方ですが、この度、御推薦をいただく中で人員の変更がございましたものですから、それに応じて変更を行うものでございます。また、2年ごとにいわき市民の中から公募をいたしまして、市民枠ということで御就任いただいておりますが、今般応募いただいた中から御就任いただくということで決定いたしましたので、御協議いただきたいと思います。

委員長 議案第18号について、説明をいただきました。質疑をお受けいたします。

委員 図書館協議会委員の会議は、年何回開催しているのですか。

生涯学習課長 年に3回、6月、11月、3月に会議を催しまして、その都度、図書館の運営について御協議いただいているということでございます。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第18号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第18号については、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。

議案第19号いわき市スポーツ推進委員の委嘱及び任命について。文化・スポーツ課長、お願いします。

文化・スポーツ課長 資料29ページでございます。

議案第19号いわき市スポーツ推進委員の委嘱及び任命について。

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、次の者をいわき市スポーツ推進委員に委嘱及び任命する。平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

いわき市スポーツ推進委員でございますが、これにつきましては、いわき市スポーツ推進委員規則を定めておりまして、資料ですと29ページから31ページまで、いわき市内13地区から、各地区選出の74名を選任しております。職務としましては、市民のスポーツ推進につきまして、その分担する地域におきまして、地域におけるスポーツの実技の指導、学校、公民館等の教育機関、スポーツ団体が行うスポーツに関する行事に関して協力いただくというのが主な職務でございます。任期は記載の平成27年4月1日から平成29年3月31日まででございます。平地区におきましては、1番から12番目まで、以降、各地区それぞれ記載の方々に2年間お願いすることとしてございます。説明は以上でございます。

委員長 議案第19号について、説明をいただきました。質疑をお受けします。

これは、一堂に会するという事ではないんですね。そういう会議とか。

文化・スポーツ課長 この方たちについては、いろいろ研修なども含めて、市の体育協会を中心と

したスポーツ行事に、74名の方に声をかけながらお願いしているところですが、必ずしも全員ではなくて、研修等においては、今回の中にもいらっしゃいますが、初めてなられた方を中心に研修などをしながら、また、地区の交流会が年に1度ぐらいありますが、そこには、多くの方がお集まりいただいております。推進委員の会議ということで必ず全員が揃うということではなくて、それぞれの地区の実情に応じて御協力いただくことが基本となってございます。

委員 例えば、小名浜地区とか、常磐地区とかに事務局推選と書いてある方がありますが、事務局推選とそれ以外の方では、どういうお願いの仕方が違うのか。

文化・スポーツ課長 お願いの仕方と言いますか、基本的に、今お願いしている方が事情があっておやめになるときに、後任の方をお願いするというのが交代の基本でございますが、そういった形がなかなかとれないときには、74名を基本に地区の割合というものがございまして、事務局推選という形もとっているところでございます。

委員 平たく言えば、お辞めになる方が後任を探すということなのでしょうか。

文化・スポーツ課長 例えば、御高齢の方も中にいらっしゃって、具体的な例としては好ましくないのですが、お亡くなりになったとかということになりますと、こちらからお願いするケースも出てくるということでもあります。特に小名浜地区では、昨年そういうこともありまして、地域の方から推選いただいた中でお願いするというケースが出てくるということでございます。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、議案第19号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第19号については、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。

議案第20号いわき市彫刻のある街づくり委員会委員の委嘱について、文化・スポーツ課長、お願いします。

文化・スポーツ課長 資料は32ページでございます。

議案第20号いわき市彫刻のある街づくり委員会委員の委嘱について。

いわき市彫刻のある街づくり委員会設置要綱第3条の規定に基づき、次の者をいわき市彫刻の

ある街づくり委員会委員に委嘱する。平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

この委員会につきましては、いわき市彫刻のある街づくり委員会設置要綱を定めておりまして、これに基づき、街路等に彫刻を設置することによりうるおいのある街づくりに資するために設置しておりまして、小名浜支所の交差点のところに小さなものがありますが、平成25年ですと植田駅前「いざなぎ・いざなみ」という作品が寄贈などのきっかけをもって、市も負担しながら彫刻のある街づくりを推進するという事業でございますが、委員は8名以内で組織することとして、任期は2年ということになっております。今般、平成27年4月1日から2年間の任期でございますが、一番上の北東京芸術大学理事・教授でございますが、ほか7名の記載の皆様、このうち、2番目の方につきましては、社会教育委員会の副議長という要職にあり、広く社会を熟知しているということで、新たにお問い合わせの方でございます。また、4番目の方につきましては、商工会議所青年部のほうから団体の推薦がありましたので、新たにお問い合わせの方でございます。説明は以上でございます。

委員長 議案第20号について、説明をいただきました。質問をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第20号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第20号については、原案のとおり可決いたします。

次に移ります。

議案第21号いわきの復興に向けた教育メッセージ(平成27年度に向けて)について、教育政策課主幹(兼)課長補佐、お願いします。

教育政策課主幹(兼)課長補佐 資料33ページでございます。

議案第21号いわきの復興に向けた教育メッセージ(平成27年度に向けて)について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、いわきの復興に向けた教育メッセージ(平成27年度に向けて)を次のとおり決定する。平成27年3月25日提出、いわき市教育委員会教育長。

別紙を御覧いただきたいと思っております。

先般、3月6日の臨時教育委員会で、協議事項として御協議をいただいたところです。その御協議を踏まえまして、大きく4点修正を加えた箇所についてのみ、御説明を申し上げたいと思っております。

まず、1のはじめにでございます。

段落3つ目の未来へ飛躍する子どもたちの人材育成に関する姿勢と展望等について、これは当

初、3月6日の臨時教育委員会では、先に持ってきていたところですが、昨年と同じような形で、メッセージを発表するものですので前に持ってきました。これが1点でございます。

2点目、大きな2番これまでの取り組みでございます。

当初、お示しした際は、これまでの取り組みの進捗状況、各事業について、文章の中で御説明を申し上げた内容となっております。これを本日お示ししておりますように、「守る」「支える」「伸ばす」それぞれの柱ごとの事業という形で列記する形で整理をしたところでございます。なお、1ページ目の(1)の進捗状況等についての後に、平成26年度をつなぐという形で展開してきましたので、説明を厚くしているところがございます。これが2点目でございます。

3点目は3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページの大きな3の今後に向けての(1)の②番、当初は、ここ②番の最後の語尾が、学力を育てることが必要ですという表現でございました。①と③を合わせるような形で取り組みを進めてまいりますという姿勢を示した形で表現をしております。これが3点目でございます。

最後、3の(2)の新たな取り組みのうち①土用学習推進モデル事業で、マッチングという表現をわかりやすくということで、生涯学習課とも相談をいたしまして、本日お示ししておりますように、2行目から申し上げますと、実施校を5校に拡大したモデル事業を実施し、公民館が地域の人材や団体と学校のつなぎ役となって、学校や保護者等の要望を踏まえた効果的なプログラムの検討を行ってまいります。マッチングという表現から、全て日本語でつなぎ役という表現で説明を申し上げているところです。

あと、若干事務局のほうで、言葉をもう一度見て、てにをは、わずかですけれども変えているところがございますが、この点については、先週19日に朱書きの訂正表をお渡ししておりますので、その点は割愛をしたいと思います。

あと、概要版を本日お示ししております。A4判でちょっと小さくなって申しわけないのですが、一番上に、いわきの復興に向けた教育メッセージ(平成27年度に向けて)という表題、基本理念、基本目標、施策の柱、守る、支える、伸ばす、この3つの柱を効果的に展開していくということで、つなぐという3つの柱を重視し、各施策の効果をこれまで以上に大きく広がりのあるものにする。そして、今後の取り組みということで、下に、「生きる力」を育むために、「こどもみらい部」との連携、教育委員会制度改革を踏まえてと、メッセージ本文全体をここにあらわし切ることは難しいものですから、主なポイントということで概要版を作成したところでございます。以上でございます。

委員長 ありがとうございます。議案第21号教育メッセージについて、説明をいただきました。質疑をお受けしたいと思います。

委員 質疑ではないのですが、すごく見たいという気持ちになりました。ありがとうございます。

教育政策課主幹(兼)課長補佐 ありがとうございます。

委員長 委員から高い評価をいただきました。
ほかにございますか。

委員 前回のいろいろなことに対しまして、ここまで作り上げたことに感謝しております。ありがとうございました。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、議案第21号については原案のとおり可決してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 議案第21号については、原案のとおり可決いたします。
次に移らせていただきます。

その他(1)各種事業の開催について、文化・スポーツ課長、お願いします。

文化・スポーツ課長 別冊資料2の各種事業の開催につきまして、御説明いたします。

表紙でございしますが、平成27年度教育文化施設における企画展等の開催についてでございます。その下に3つの企画展、直近の企画展を記載しておりますが、1ページをお開きいただきまして、平成27年度教育文化施設における企画展等の開催についての一連の中に沿って御説明させていただきます。

まず、1つ目はいわき市立美術館でございしますが、常設展につきましては、前期・後期、記載の会期等で開催いたします。

また、企画展につきましては、肉筆浮世絵の華と艶、氏家浮世絵コレクション設立40周年記念という企画展、詳細につきましては、別紙5ページ、それからお手元にチラシをお配りしておりますが、4月18日から5月24日までの会期で、歌麿、北斎、広重ら約30人の著名な浮世絵師が手掛けた肉筆浮世絵を57件(167点)を展示するものでございます。

2つ目の美術館へようこそ名作、大作目白押し！コレクション大公開、こちらにつきましては、記載の会期で、平成25、26年度の約1年2カ月にわたりまして空調設備改修工事を終了し、再スタートを飾る意味で、いわき市立美術館の誇るコレクションを全館展示フロアとして紹介するものでございます。

次のアンコール・ワットへのみち一神々の彫像―展、次ページに記載しておりますが、7月か

ら11月にかけて記載の企画展を開催することとしてございます。

また、2ページ目の中段でございますが、毎年恒例の小・中学生版画展、それから第45回いわき市民美術展覧会につきましても記載の会期で開催することとしてございます。

次に、いわき市アンモナイトセンターでございますが、そちらにつきましては、夏休み企画展と冬休み企画展、2つの開催で、夏休みにつきましては、アンモナイトの魅力を再確認するため、これらを紹介するという一方で、冬休みにつきましては、琥珀の標本などを活用しまして、琥珀への理解を深めるというものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

いわき市立草野心平記念文学館の企画展でございますが、春の企画展としまして、草野心平の詩、視覚詩編、これにつきましても詳細は7ページに記載してございますので、御参照いただければと思います。

また、夏の企画展につきましては、新見南吉展、光りかがやく作品、「ごん狐」で有名かと思いますが、豊かな人間味にあふれた童話などを手がけた新見南吉の生涯と作品の魅力を紹介しながら、草野心平との交流にも触れております。

また、秋の企画展につきましては、星新一・星一展と題しまして、10月3日から12月23日にかけて、「ショートショート」の第一人者として知られる星新一氏、父で製薬会社を設立した星一氏、この方たちの足跡を紹介するものでございます。

また、記載のほかコンサートであるとか、読み聞かせであるとか、いろいろな事業を展開することとしております。

次に、いわき市考古資料館でございますが、企画展としましては、第1回企画展、近世いわきの藩展Ⅱ、昨年、湯長谷藩を皮切りに始めましたいわきの藩展でございます。湯長谷藩展につきましては、多くの来場者があり、また、そのことで現地にも赴いた方がいらしたと聞いており、大変好評でございました。これは『超高速！参勤交代』の時期にあわせて、通常でしたら、年度の終わりごろに開催しておりましたが、映画が6月であるということで、年度の初めにあわせて行ったことで相乗効果があったわけですが、今年度につきましては、4月から8月の日程で『磐城平藩—鳥居・内藤時代—』ということで、平藩に焦点を当てまして、資料の解説・展示するものでございます。

第2回企画展につきましては、平成26年度、本年度に発掘した薄磯地区の復興区画整理事業の遺跡といわき総合共立病院の敷地で番匠地遺跡というのがありましたが、その他あわせて久世原遺跡の内容を調査・精査して紹介するものでございます。

第3回企画展につきましては、道具の歴史Ⅱ『遺跡から出土した石の道具』を紹介するという一方で計画しております。

4ページでございますが、いわき市暮らしの伝承郷におきましては、企画展といたしまして、第1回は「伝統こけし展～弥次郎系～」ということで、第2回企画展は「絵本・紙芝居と野村たかあき作品展」、第3回として「伝承郷収蔵作品展—タバコパッケージ展—」こちらにつきまして

は、平成26年度に小名浜地区にお住まいの方から寄贈されました約10,000点のタバコパッケージ、たばこの紙を開いて絵柄が見えるようになっているコレクションですが、時代を象徴するようなものも数多くあるということで、暮らしに根差した資料ということで、戦前からの変遷を紹介するものでございます。また、特別展としまして、「炭鉱(やま)への想いⅡ―菊地正男絵画展―」というものを計画してございます。説明は以上でございます。

委員長 各種事業の開催について、説明をいただきました。質問があれば、お受けします。

委員 質問ではありませんが、例えば、美術館でも「ぐりとぐら」をなさるとか、いろんな分野があつていいなと思って、今お話を聞かせていただきました。心平記念文学館でも星新一展とかありますね。「ぐりとぐら」と言えば、市のほうから絵本をさし上げる中に入っていたような気がします。結構ファンが多いと思うので、例えば、図書館とタイアップして、図書館のほうでは、「今、美術館でこういうのをやっているんですよ」としっかり宣伝していただいて、美術館のほうでも、「今、図書館にはこういうのがあるんですよ」とか、やっぱりお互い別々ではなくて、横のつながりをもってやっていただけるといいなと思った次第です。同じように星新一展もそうですよね。こんな蔵書がありますと言えば相乗効果になると思います。あと、こちらの4月1日から、平城跡のちょうどこの本丸のところが解放されるということですが、これは個人が所有者ということで、この間、そのプロジェクトの方々が市長に挨拶に行ったという新聞記事を見ましたので、これも何かそういったことだけでも、お互いに宣伝し合いながらというふうにしていただけるといいかなと思います。

文化・スポーツ課長 文化施設同士の連携ということで、これまでも図書館の5階の展示コーナーを中心として、内容によっては教育文化事業団が、協力をして、場合によっては同じものを連携を取りながら開催しているところでございます。今回、具体的に「ぐりとぐら」ということですので、私のほうからも改めて確認をしておきたいと思います。また、平城跡の件につきましては、所有者の方、平成24年度あたりには、私どもにも接触があり、活用していきたいというお話があり、いろいろ所有者のほうで調整しながらここに至ったと思うのですが、いずれにしても、桜であるとか、きれいなところであり、春には特にいいところなので活用したいということでありました。今年度に入りましての関係課も現地のほうに行っておりまして、私のほうの職員も現地で確認しておりますので、都市建設部が基本的に窓口になったことでもありますが、内部的な連携も図っておりますので、また、北口にこういった歴史的な部分の看板も都市建設部が設置するという情報もございますので、そういった情報につきましては、横の連携もしながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

美術館長 建設的な御意見ありがとうございます。「ぐりとぐら」につきましては、秋開催で時間も

ありますので、連携を取って、子供たちが関心を持って見てもらえるような方法を考えたいと思います。なお、参考までに、御手元の「肉筆浮世絵の華と艶」、真ん中下のほうをごらんください。隣の天心記念五浦美術館でも、ほぼ同時期に「歌麿とその時代」を開催します。お互いそれがわかっておりましたので、先方のチラシには、いわき市立美術館の御案内、こちらでもちょっとだけ入れさせていただいて、お互い浮世絵ファンの方が両方を見に来られるように、これも連携の1つでないかなと考えております。参考までに。

文化・スポーツ課長 お話のありました星新一の作品でございますが、全集と申しますか、発行された本はこれまで勿来図書館に寄贈されているとか、それ以外にも蔵書は総合図書館も含めてありますし、勿来に寄贈していただいた本の活用などもあると思いますので、図書館のほうでは、これまでのいきさつからして、こういったものとあわせて取り組みがなされていくものと考えておりますので、星さんは勿来錦の出身ということもありまして、そういった経過もございますので、そういったところもあわせて取り組んでいきたいと思っております。

委員 いろいろしていただいていたのに知らなくて申しわけありませんでした。引き続きよろしくをお願いします。

委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 なければ、次に移らせていただきます。

(2)次回教育委員会の開催について、教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 次回、平成27年度第1回目の教育委員会は4月22日水曜日午後1時30分から当会場で行います。

委員長 4月22日水曜日午後1時30分からですね。

そのほかございますか。

生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 最後に申しわけございません。1月28日に教育委員会におきまして御協議いただきました、いわき市立公民館長の嘱託化についてでございます。平成27年度のモデル事業といたしまして、平地区・小名浜地区・勿来地区3館におきまして、公民館長を嘱託化するということでお話を申し上げておきましたが、この度、公民館長を嘱託化する館と、それから配置する人間が決まりましたので御報告させていただきたいと思っております。

まず、館につきまして、平地区につきましては草野公民館、小名浜地区につきましては渡辺公民館、勿来地区につきましては錦公民館でございます。

配置する新館長につきましては、平地区につきましては現中央公民館嘱託職員の方を予定してございます。この方につきましては、家庭教育インストラクターいわきの会に所属いたしまして、家庭教育に関する造詣の深い方でございます。また、市民に対する指導等も実績を有する方でございます。また、中央台公民館におきまして、平成22年度から4年間にわたりまして社会教育指導員をお務めいただきました。また、平成26年度から嘱託職員として中央公民館の事業係に所属いたしまして、市民講座などの開催、とりわけ防災サマーキャンプなどの事業に、積極的に従事いただいた方でございます。

また、小名浜地区につきましては渡辺公民館でございますが、ここにつきましては現常磐地区の社会教育指導員の先生を予定してございます。先生につきましては、宮小学校長、小名浜西小学校長、また、平五小の校長を歴任して来られた方でございます。また、社会教育指導員といたしましては、とりわけ試行的に平成26年度に実施いたしました土曜学習につきまして、プログラム作成、あるいは地元サークルとの連携に御尽力をいただいた方でございます。また、御自身に関しましても、横笛とか、和太鼓の奏者としての指導資格を持っていらっしゃるとか、そういった意味で学校教育のみならず、社会教育行政、市民団体にも造詣の深い方と承っております。

また、錦公民館につきましては、現勿来二中の校長で平成26年退職予定の先生をお願いすることとしております。先生につきましては、総合的学習の時間などの活用しまして、都市部の大学と連携した講座であるとか、あるいはネット文化を学ぶ時間の位置づけを行ったり、あるいは学校と地域の連携強化に向けたさまざまな取り組み、例えば、学校図書館の開放であるとか、地域住民を対象といたしましたコンピューター講座であるとか、あるいは地元老人との交流会事業を積極的に企画をしている方でございます。また、地域づくり団体等とのネットワークもございまして、学校教育のみならず社会教育、あるいは地域づくりなど、多様な資質を有している方と認識してございます。

以上、3名の方に新しい公民館長として御尽力いただく形になります。なお、いずれにつきましても3月に入りましてから地元の区長、あるいは利用団体、また、それぞれの地区を所管している公民館におきまして、場所、人選につきまして御説明させていただき、御理解をいただいているところでございます。以上でございます。

委員長 そのほかございますか。

なければ、今般の教育委員会の新制度に加えまして、一言御挨拶を申し上げます。

わがふるさと・いわきの教育の復興を目に見える形で実感できるようになってまいりました。課題はありますが、一定の評価は得られていると思っております。そのような中、国の教育改革により、昭和23年7月の公布の制度が新たに大改定され成立いたしました。新制度に関しましては、我々委員は早い段階から、今日の実態に即した改定であると認識し、意見の交換や行政当局

との対話も進めてまいりました。いわき市もこの改定に俊敏に対応し、新教育長を柱とする新しい制度で4月から出発することになりました。将来を担う子供たちの教育の充実と発展に向けて、これからも教育委員一同、家庭と地域という新時代に即応した生活者の目線でもって、与えられた任務を果たしてまいります。いわき市になって、歴代22名による委員長招集の最後のいわき市教育委員会を、これもちまして閉じさせていただきます。

改めまして、以上で、平成27年度第12回教育委員会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。